

## 【新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して 子どもの学習・生活支援事業を実施するためのガイドライン】

\*厚生労働省のガイドラインから一部抜粋・加筆修正

### 1. 対面で子どもの学習・生活支援事業を実施するための留意事項

#### <感染拡大防止に向けた留意事項>

- 運営スタッフ、参加者ともに、事前に体温を計測し、発熱や風邪の症状がある場合は、参加を控えること。(なお、体温計は非接触型が望ましい)
  - 運営スタッフは、参加者名簿(連絡先含む)を作成し連絡体制を整えるとともに、開始前に参加者の体温や体調を確認し、記録すること。発熱等が認められる場合には、参加を断ること。
  - 運営スタッフは「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を参加者に周知・徹底し、これに該当する場合は、保健所等に設置されている帰国者・接触者相談センター(地域により名称が異なる場合があります)に電話で相談し、受診を指示された場合はその指示に従うよう促すこと。
  - 活動前後の体調確認と手洗いを励行すること。
  - 運営スタッフ、参加者ともに、症状がなくてもマスクを着用すること。また、できる限り、目・鼻・口は触らないようにすること。
  - 複数の人の手が触れる場所や物(手すり、ドアノブ、テーブル、椅子など)は、適宜、塩素系漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム 0.05%)やアルコール等で消毒すること。
  - 運営スタッフ、参加者ともに、手洗い(アルコール消毒による手指消毒でも可)を徹底すること。
  - 1時間に2回以上の換気(2方向の窓を、1回、数分程度、全開にするなど)を行うこと。
  - 参加者同士の間隔は、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上《できるだけ2メートル(最低1メートル)》空けること。
  - 会話をする際は、正面に立つこと等を可能な限り避けることや、十分な距離を保つこと、マスクを着用することを徹底すること。
  - 運営スタッフは、参加しなくなった者に対し、必要に応じ、市町村の担当者等と連携し、状況の把握や参加の呼びかけなどを行うこと。
- ※「令和2年度の熱中症予防行動」についても留意すること。→「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント参照(PDF参照)

### ＜居場所等において食事をする場合＞

- 座席の配置について、対面ではなく、横並びで座るなどの工夫を行うこと。
- 食事前の手洗いを徹底すること。
- 食事中的会話は控えめにすること。
- 食事の提供に当たり、大皿は避けて、料理は個別に配膳するとともに、茶菓は個別包装されたものが望ましい。
- 手や口が触れるようなもの（食器やコップ、箸など）は、使い捨てのものにするか、洗剤で適切に洗浄したものを使用すること。
- ※食事の提供については、衛生管理等に十分配慮した上で、利用者の居宅に食品等を配布するなど状況に応じた柔軟な対応も可能である。

## 2. 新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の留意事項

- 感染者が発生した場合には、保健所等に設置されている帰国者・接触者相談センターに電話連絡し、濃厚接触者の自宅待機などの対応について指示を受けること。
- 発生後は速やかに運営スタッフ内での情報共有を行うとともに、市町村等への報告を行うこと。さらに、利用者の家族等に報告を行うこと。
- 保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え、市町村からの連絡窓口となる担当者をあらかじめ決めておくこと。また、円滑な協力が可能となるよう症状出現後の接触者リスト、および学習支援会場等に入入りした者の記録を準備しておくこと。
- 学習支援会場等の消毒については、保健所の指示に従って実施すること。